

1. 件名「運転期間延長認可申請（東海第二発電所）に関する事業者ヒアリング（34）」
2. 日時：平成30年6月28日 13時30分～17時40分
3. 場所：原子力規制庁 13階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

天野安全管理調査官、塚部管理官補佐、中野高経年化対策専門職、
糸川安全審査専門職

検査グループ専門検査部門

川下企画調査官、森田主任原子力専門検査官

長官官房技術基盤グループ

システム安全研究部門

池田上席技術研究調査官、小嶋主任技術研究調査官、坂本技術参与、
船田技術参与、中野技術参与

地震・津波研究部門

日高技術研究調査官、東技術研究調査官、鈴木技術参与、土居技術参与、
澁谷技術参与

日本原子力発電株式会社

発電管理室 室長代理 他13名

5. 要旨

- (1) 審査会合での指摘事項に対する回答及び劣化状況評価（照射誘起型応力腐食割れ、コンクリート構造物、耐震安全性評価、耐津波安全性評価、工事計画認可申請に係る論点の劣化状況評価への影響等）について

○日本原子力発電から、審査会合での指摘事項に対する回答及び劣化状況評価（照射誘起型応力腐食割れ、コンクリート構造物、耐震安全性評価、耐津波安全性評価、工事計画認可申請に係る論点の劣化状況評価への影響等）について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から主に以下の点についてコメントをした。また、今後資料を確認し、適宜追加でコメントを行う旨伝えた。

【劣化状況評価（照射誘起型応力腐食割れ）】

- 破壊靱性値の評価の根拠としている試験データの妥当性について説明すること。

【劣化状況評価（耐震安全性評価）】

- 補足説明資料における代表機器として選定されている廃液濃縮器蒸発缶の代表選

定理由について、濃縮廃液・廃液中和スラッジ系の各設備と比較して説明すること。

- 第三給水加熱器支持板の流れ加速型腐食による応力評価用応力の根拠としている評価式について、「管」の評価式でなく「容器」の評価式を用いている理由を説明すること。
- 原子炉系（蒸気部）配管及び原子炉冷却材浄化系配管の配管減肉を考慮した耐震評価において、主蒸気ラインとドレンラインの社内の配管減肉管理マニュアル上の扱いについて説明すること。

○日本原子力発電から、了承した旨回答があった。

6. 資料

- (1) 「東海第二発電所 審査会合における指摘事項の回答一覧表」
- (2) 「東海第二発電所 審査会合における指摘事項の回答（特別点検：原子炉圧力容器）」
- (3) 「東海第二発電所 原子炉圧力容器基礎ボルトのうち曲がり構造のボルトを除いた強度評価について」
- (4) 「東海第二発電所 特別点検（原子炉圧力容器） 補足説明資料」
- (5) 「原子炉格納容器内の安全機能を有するケーブルの布設環境等の温度調査に用いた温度計測器について」
- (6) 「東海第二発電所 劣化状況評価（照射誘起型応力腐食割れ（追加評価））」
- (7) 「東海第二発電所 劣化状況評価（照射誘起型応力腐食割れ） 補足説明資料」
- (8) 「東海第二発電所 劣化状況評価（コンクリート構造物：コンクリートの強度低下及び遮蔽能力低下（含む鉄骨の強度低下）） 補足説明資料」
- (9) 「東海第二発電所 劣化状況評価（耐震安全性評価）」（6月21日提出資料）
- (10) 「東海第二発電所 劣化状況評価（耐震安全性評価） 補足説明資料」（改12）（6月21日提出資料）
- (11) 「東海第二発電所 劣化状況評価（耐震安全性評価） 補足説明資料」（改13）
- (12) 「東海第二発電所 劣化状況評価（耐津波安全性評価）」（6月21日提出資料）
- (13) 「東海第二発電所 劣化状況評価（耐津波安全性評価） 補足説明資料」（6月21日提出資料）
- (14) 「工事計画認可申請書論点の劣化状況評価書への影響と反映内容」